



産業廃棄物処理施設設置許可証

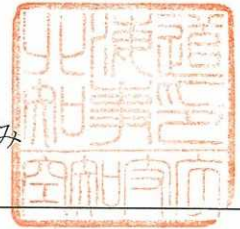
平成8年7月8日

住 所 札幌市東区北19条東1丁目1番1号

氏 名 環境エンジニアリング株式会社
代表取締役 高橋 正志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成8年7月8日	許可番号	環整第21-7号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ、ハ(安定型最終処分場及び管理型最終処分場) ----- 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, 燃え殻, 汚泥, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ, ゴムくず, 鉱さい, がれき類, 動物のふん尿, 動物の死体, ばいじん, 廃石綿等, 処分するために処理したもの		
設置場所	美唄市字サンクワ美唄1802番8		
処理能力	面積 13,143m ² 、容積 101,610m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	=有= . (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員 の 検査を受けること。		

平成18年7月18日許可証書換

(空知支庁)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成17年3月25日

住所 札幌市東区北19条東1丁目1番1号

氏名 環境エンジニアリング株式会社
代表取締役 高橋 正志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成17年3月25日	許可番号	空環生第282-7号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ、ハ（安定型最終処分場及び管理型最終処分場） ----- 燃え殻，汚泥，廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。），紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。），木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。），繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。），動植物性残さ，ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。），金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。），鋳さい，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。），がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），動物のふん尿，動物の死体，ばいじん，処分するために処理したもの，廃石綿等		
設置場所	美唄市字茶志内2657番3		
処理能力	面積 15,132m ² 、容積 109,477m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	=有= . (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成21年 3 月18日

住 所 札幌市東区北十九条東一丁目1番1号

氏 名 環境エンジニアリング株式会社
代表取締役 高橋 正志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成21年 3 月18日	許可番号	空環生第482-8号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場） <hr/> 燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（15cm以下のものに限る。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず（15cm以下のものに限る。）、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等。以下余白。		
設置場所	美唄市字茶志内2657番1、2657番3 美唄市字サンクワ美唄1802番8		
処理能力	面積 22,862m ² 、容積 212,040m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(空知支庁)